

平成 27 年 4 月 1 日
改定（組合名称変更） 令和 5 年 10 月 1 日

TOPPAN グループ健康保険組合
加入者各位

TOPPAN グループ健康保険組合
専務理事 加藤 博 信
(個人情報取扱責任者)

「ジェネリック医薬品利用促進のご案内」の取扱いについて

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、特許の切れた“新薬”（先発医薬品）と同等の成分・効能をもっていますが、開発コストが大幅に削減されているため、“新薬”に比較して薬価が 2 割から 7 割程度安価になっています。

日本においても、患者の経済負担を軽減し、あわせて医療費総額の増大の抑制により医療保険財政の健全化のために、厚生労働省もジェネリック医薬品の利用促進を積極的に推奨しています。

そこで、当健康保険組合も、慢性疾患の方でジェネリック医薬品への転換により一定の医療費削減効果のある方を対象として「ジェネリック医薬品利用促進のご案内」（以下、「ご案内」という。）を配付いたします。その際、個々の加入者の調剤報酬明細書を分析・抽出し、「ご案内」を作成させていただきます。

「ご案内」は、同一世帯にあっても個人別に発行・封緘し被保険者宛てに通知することといたします。

本事業の実施及びその方法については、個人情報の保護に関する法律に従って被保険者並びに被扶養者家族の方の同意を要しますが、厚生労働省のガイドラインに沿って包括的な同意をいただいたものとして、従来より実施しております「医療費のお知らせ」と同様な取扱いとさせていただきます。

本「ご案内」作成・配付における取扱いについて同意されない方につきましては、当健保組合までお申し出ください。

個人情報ご相談窓口
電話 03-3835-6716